

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する使途状況

平成 26 年 4 月 1 日及び令和元年 10 月 1 日から消費税率（国・地方）が引き上げられました。この引上げ分の税収については、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、子育て）やその他の社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

山江村の令和 3 年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）・・・・・・・・・・ 43,570 千円

【歳出】 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要した経費・・・・・・・・ 884,488 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される社会保障施策に要する経費】 （単位：千円）

| 予算区分 | | 令和 3 年度 決算額 | 財源内訳 | | | |
|------|----------------|----------------|---------|---------|------------------------|---------|
| | | | 特定財源 | | 一般財源 | |
| 款 | 項 | | 国庫支出金 | その他 | 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) | |
| 民生費 | 社会福祉費 児童福祉費 | 723,683 | 341,168 | 125,115 | 29,154 | 228,247 |
| 衛生費 | 保健衛生費 | 160,805 | 25,880 | 30,010 | 14,416 | 112,868 |
| 計 | | 884,488 | 367,048 | 155,125 | 43,570 | 341,115 |

※ 財源内訳は、決算統計のデータを基に作成しています。

※ 決算ベース・地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業区分に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※ 人件費は、決算額から除外しています。